

## 第2 高齢者計画（高齢者福祉の充実）

### I 計画の施策・事業体系

《施策》		《事業》
(大項目)	(小項目)	(事業名)
1 計画等の策定と推進	(1) 「みたか高齢者憲章」に基づく施策の推進	① 「みたか高齢者憲章」に基づく高齢者施策の推進
	(2) 「健康福祉総合計画2022 第2次改定」の推進	① 「健康福祉総合計画2022 第2次改定」の推進（「第1 地域福祉計画」参照）
	(3) 「介護保険事業計画」の策定と推進	① 「介護保険事業計画」の策定と推進
2 社会参加の促進	(1) 高齢者の就業支援	<b>[参考]</b> ① 高齢者就業支援事業の推進
	(2) 生きがい活動の充実	① 生きがい活動の支援・充実 <b>[参考]</b> ② 生涯学習、市民スポーツ活動の推進
	(3) 地域福祉の担い手としての活動支援	<b>《主要》</b> ① 地域福祉の担い手としての活動支援
3 安全安心の生活の確保	(1) 長寿社会を支える環境の整備	① バリアフリーのまちづくりの推進（「第1 地域福祉計画」参照） ② 心のバリアフリーの推進（「第1 地域福祉計画」参照） ③ 多様な住まいの誘導・促進
	(2) 在宅生活の支援・推進	① 自立生活支援サービスの充実 ② 家族介護者への支援 ③ 在宅医療・介護連携の推進 ④ 地域包括ケア会議の充実
	(3) 健康づくりと介護予防のための取り組みの推進	<b>《主要》</b> ① 早期からの健康づくりの推進 <b>《主要》</b> ② 介護予防・生活支援サービスの充実 <b>《主要》</b> ③ 生活支援体制整備事業の推進 ④ 市民による介護予防や認知症予防の取り組み支援
4 地域の支え合いの仕組みづくりの推進	(1) 「コミュニティ創生」による「共に生きる」地域づくり	① 地域ケアネットワーク推進事業の充実と発展（「第1 地域福祉計画」参照） ② 災害時避難行動要支援者支援事業の推進（「第1 地域福祉計画」参照） ③ 地域交流・多世代交流の推進（「第1 地域福祉計画」参照） ④ 買物環境の整備（「第1 地域福祉計画」参照） <b>[参考]</b> ⑤ 避難所運営体制の強化
	(2) 地域を拠点としたまちづくりの推進	① 地域における身近な総合相談窓口の充実 ② 地域資源の連携強化 ③ 福祉人財の養成と活動支援（「第1 地域福祉計画」参照） ④ NPO法人、ボランティア団体等への支援・連携

5 認知症高齢者の支援と権利擁護の推進	(1) 認知症高齢者の支援	<b>《主要》</b> ① 地域の連携による認知症高齢者への支援 <b>《主要》</b> ② 認知症高齢者を支えるサービス体制の充実 ③ 認知症高齢者を抱える家族への支援
	(2) 高齢者の権利擁護の推進	① 権利擁護センターみたかの運営の充実（「第1 地域福祉計画」参照） ② 成年後見制度の推進 ③ 高齢者虐待防止の充実 <b>【参考】</b> ④ 高齢者の消費者被害・特殊詐欺被害防止体制の充実
6 介護保険制度の円滑な運営	(1) 介護保険事業の円滑な運営	① 介護保険事業の円滑な運営 ② 介護・福祉ニーズの適切な把握 ③ 給付適正化の推進 ④ 要介護認定の公平性の確保 ⑤ 適正な保険料の設定
	(2) 介護保険サービスの充実	<b>《主要》</b> ① 在宅医療・介護連携の推進 ② 認知症施策の推進 ③ 介護予防・生活支援サービスの整備 ④ 地域包括支援センターの機能の充実 ⑤ 高齢者の住まいの安定的な確保
	(3) 介護保険サービス基盤の充実	① 在宅サービス基盤の充実 ② 施設サービス基盤の充実 ③ 共生型サービスの整備の検討
	(4) 介護保険サービスの質の確保	① 第三者評価事業の推進と支援（「第1 地域福祉計画」参照） ② 社会福祉法人に対する指導監査の充実（「第1 地域福祉計画」参照） ③ 事業者情報の提供・公開の促進 ④ 介護保険事業者連絡協議会の支援・連携 ⑤ 介護人財確保等の支援 ⑥ 介護職の研修拠点等の整備
	(5) 介護保険制度の改善	① 介護保険制度の改善要請
7 推進体制の整備	(1) 関係機関等との連携	① 保健・医療・福祉の連携（「第1 地域福祉計画」参照） ② 関係団体等との連携による施策の充実（「第1 地域福祉計画」参照）

**《主要》** …市政全体の運営方針である「第4次三鷹市基本計画 第2次改定」の主要事業にあたる事業については、**《主要》**と表記しています。

**【参考】** …「第4次三鷹市基本計画 第2次改定」の中の他分野で主に事業内容を掲載している事業については、**【参考】**と表記しています。

## Ⅱ 主な事業の内容

---

### 1 計画等の策定と推進

高齢者が生きがいを持ち、住み慣れた地域で、安心して年齢を重ねることができるよう、「みたか高齢者憲章」に基づき、高齢者施策を推進します。

また、介護保険法第117条の規定に基づき、高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、円滑な事業実施と保険給付を図るため、3年ごとに介護保険事業計画を策定するとともに、今後の中長期的な高齢者を取り巻く状況等を視野に入れながら、健康福祉総合計画（高齢者計画を含む）の策定と推進に努めます。

#### （1）「みたか高齢者憲章」に基づく施策の推進

##### ① 「みたか高齢者憲章」に基づく高齢者施策の推進

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らせるよう、「みたか高齢者憲章」に基づき、高齢者施策を推進します。

#### （2）「健康福祉総合計画 2022 第2次改定」の推進

##### ① 「健康福祉総合計画 2022 第2次改定」の推進

（「第1 地域福祉計画（地域福祉の推進）1－（2）－①」参照）

#### （3）「介護保険事業計画」の策定と推進

##### ① 「介護保険事業計画」の策定と推進

介護保険法第117条の規定に基づき、高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、保険給付の円滑な実施を図るため、今後の高齢者や高齢者を取り巻く状況の中長期的な見通し等を視野に入れながら、3年ごとに介護保険事業計画を策定します。

### 2 社会参加の促進

高齢者が、地域や社会との関わりの中で、生きがいを持ち、いきいきと健康に暮らしていくことができるよう、地域活動・生涯学習施策等を推進します。また、高齢者の持つ多様な就労ニーズに応えるため、一人ひとりが豊かな知識や経験を活かして自分らしく働くことのできる就労機会の創出を積極的に進めます。

#### （1）高齢者の就業支援

##### ① 高齢者就業支援事業の推進 【参考】

健康で就労への意欲があるにもかかわらず場所や機会に恵まれない高齢者に対して、他機関と連携して就業の場の開拓や情報の提供を行い、シルバー人材センターと連携しながら、高齢者の培ってきた知識や技能を活かした就業機会の拡充や就業に関する情報提供等に努めます。

## （2）生きがい活動の充実

### ① 生きがい活動の支援・充実

地域福祉活動や地域のまちづくりの担い手として、高齢者が培ってきた経験や知識を活用し、それを必要とする個人・団体とのマッチング推進事業の充実を図り、生きがい活動に対する支援を推進します。

### ② 生涯学習、市民スポーツ活動の推進 [参考]

ICTを活用した在宅での学習の支援等、高齢者を含む市民等の学習機会の拡大を図るとともに、主体的な学習活動を支援します。また、「健康・スポーツの拠点」として整備、開設したSUBARU総合スポーツセンターにおいて、スポーツに親しむ機会を提供するとともに、「健康・体力相談事業」を指定管理者との連携により推進します。

## （3）地域福祉の担い手としての活動支援

### ① 《主要事業》地域福祉の担い手としての活動支援

地域福祉ファシリテーター、傾聴ボランティア、認知症サポーター等の担い手の養成や、現在も地域で活躍している方との連携強化を行う等、高齢者が地域における福祉活動の担い手として活躍できるよう、高齢者が自身の経験や知識を生かしながら活躍できる場を拡充していきます。

## 3 安全安心の生活の確保

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けられるよう、バリアフリーのまちづくりの推進や多様な住まいの誘導等による住宅の確保等、環境整備に努めます。

また、給食サービス事業・緊急通報システム等の活用による自立生活支援サービスの充実、家族介護者に対する支援による負担軽減や介護離職の防止、在宅医療・介護連携の推進等により、高齢者が安心して在宅生活を送れるよう支援します。

さらに、加齢による身体機能の低下を予防し、早期に状態の改善や重度化の予防を図り、高齢者が自ら主体的に健康や介護予防へ取り組む意識を高められるよう、介護予防事業の一層の推進を図ります。

## （1）長寿社会を支える環境の整備

### ① バリアフリーのまちづくりの推進

（「第1 地域福祉計画（地域福祉の推進）3－（1）－①」参照）

### ② 心のバリアフリーの推進

（「第1 地域福祉計画（地域福祉の推進）3－（2）」参照）

### ③ 多様な住まいの誘導・促進

高齢者が地域で安心して暮らし続けられるよう、住み慣れた地域で必要なサービスを受けながら暮らし続けることができる環境整備を誘導・促進します。

## （2）在宅生活の支援・推進

### ① 自立生活支援サービスの充実

高齢者が自宅でいつまでも安心した生活が送れるよう、給食サービス事業や緊急通報システム等、高齢者の日常生活を支援するサービスの充実を図ります。

### ② 家族介護者への支援

介護者である家族の介護にかかる負担感を軽減するため、社会福祉協議会等との協働により、家族介護者交流事業等の充実を図ります。

### ③ 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、三鷹市在宅医療・介護連携推進協議会を中心に医療・福祉・介護等の関係機関の連携を推進し、地域全体で高齢者を支えていく体制の構築を目指します。

### ④ 地域包括ケア会議の充実

医療、介護等の多職種や地域住民との協働により、地域の課題抽出におけるニーズの把握と三鷹市の政策形成を繋ぐ要となる地域包括ケア会議の充実を図ります。

## （3）健康づくりと介護予防のための取り組みの推進

### ① 《主要事業》早期からの健康づくりの推進

元気高齢者の増加を目標に、要介護状態になる前から積極的に健康づくりに取り組めるよう、一般介護予防事業として実施している介護予防教室を充実させるとともに、疾病予防の推進を図ります。

### ② 《主要事業》介護予防・生活支援サービスの充実

高齢者の生活習慣病の予防や健康づくりを推進するとともに、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して生活できるよう、介護予防・生活支援サービスの充実を図ります。

### ③ 《主要事業》生活支援体制整備事業の推進

高齢者の在宅生活を支えるため、地域資源の開発や、地域の支援ニーズと取り組みのマッチング、ネットワークの構築に向けて、生活支援コーディネーターの活動の充実に努めます。

### ④ 市民による介護予防や認知症予防の取り組み支援

高齢者が支えられる側だけでなく、支える側として社会参加できるよう、市民による介護予防や認知症予防の取り組みを支援します。

## 4 地域の支え合いの仕組みづくりの推進

コミュニティ住区を基本エリアとして地域に暮らす人々がつながり、支え合うための仕組みづくりである「地域ケアネットワーク」の取り組みをすべての地域で進めています。

また、地域包括支援センターの機能を強化して、身近な相談窓口の充実や適切なサービスの提供につながるるとともに、高齢者を支える地域のボランティアや団体等との連携強化を進め、高齢者に対する地域の見守り体制の充実を図ります。加えて、こうした高齢者を支える組織の基盤となる福祉人財の育成と活動支援を行います。

### （1）「コミュニティ創生」による「共に生きる」地域づくり

#### ① 地域ケアネットワーク推進事業の充実と発展

（「第1 地域福祉計画（地域福祉の推進）2－（2）－①」参照）

#### ② 災害時避難行動要支援者支援事業の推進

（「第1 地域福祉計画（地域福祉の推進）2－（2）－②」参照）

#### ③ 地域交流、多世代交流の推進

（「第1 地域福祉計画（地域福祉の推進）2－（2）－④」参照）

#### ④ 買物環境の整備

（「第1 地域福祉計画（地域福祉の推進）2－（2）－⑤」参照）

#### ⑤ 避難所運営体制の強化 [参考]

一次避難所での避難生活が困難な要配慮者の受入れを行う二次避難所として使用される高齢者施設と平常時から連携を図り、発災時に即応できる態勢を整えます。

### （2）地域を拠点としたまちづくりの推進

#### ① 地域における身近な総合相談窓口の充実

地域の相談窓口としての地域包括支援センターの機能の充実を図ります。地域包括支援センターにおいて高齢者の総合相談に応じるほか、三鷹市と地域包括支援センターとの協働で高齢者総合調整会議や権利擁護センターの事例検討会等を活用しながら、困難事例等への対応を図ります。

#### ② 地域資源の連携強化

民生・児童委員、ほのぼのネット員、町会・自治会、地域包括支援センター等関係機関・団体等との協働による地域での見守りを推進するとともに、その機能を十分に発揮できるよう、活動支援の充実を図ります。

#### ③ 福祉人財の養成と活動支援

（「第1 地域福祉計画（地域福祉の推進）2－（3）－①」参照）

#### ④ NPO法人、ボランティア団体等への支援・連携

市内で活動する福祉・介護に関するNPO法人・ボランティア団体等と連携し、福祉環境の向上を図るとともに、人財確保への協力等必要な支援を行います。

## 5 認知症高齢者の支援と権利擁護の推進

認知症等により判断能力が低下しても、高齢者が尊厳を保ちながら穏やかな生活を送ることができ、家族も安心して生活を営むことができるように、認知症に対応したサービス体制の充実を図り、「認知症にやさしいまち三鷹」を目指します。

また、認知症高齢者を地域で支え合う仕組みづくりを推進するとともに、成年後見制度や、地域福祉権利擁護事業等、認知症高齢者の自立支援に関する事業の推進を図ります。

さらに、高齢者の虐待防止について、地域での見守り活動の重要性の周知・徹底を図るとともに、関係機関との連携や研修等、早期発見のためのネットワークを強化するとともに、高齢者の消費者被害を防止するための体制の充実を図ります。

### （1）認知症高齢者の支援

#### ① 《主要事業》地域の連携による認知症高齢者への支援

認知症の早期発見・早期診断体制を整備するとともに、若年性認知症患者の支援をするため、地域包括支援センター等の相談機関、かかりつけ医・専門医療機関等との連携を図ります。

#### ② 《主要事業》認知症高齢者を支えるサービス体制の充実

認知症高齢者やその家族を支援するため、居宅サービス等の充実を図ります。

#### ③ 認知症高齢者を抱える家族への支援

認知症高齢者を介護する家族を対象に、日ごろの悩み相談や介護方法に関する教室の開催等、日常の介護による負担感の軽減を目的とした事業を推進します。

また、認知症高齢者を地域で支える環境づくりのために、認知症サポーター及び認知症キャラバン・メイトの養成に取り組むとともに、地域において認知症高齢者を見守る体制づくりを進めます。

### （2）高齢者の権利擁護の推進

#### ① 権利擁護センターみたかの運営の充実

（「第1 地域福祉計画（地域福祉の推進）4－（2）－①」参照）

#### ② 成年後見制度の推進

認知症、精神疾患等により、判断能力の低下した高齢者が安心して日常生活を続けられるよう、権利擁護センターみたかと協働し、成年後見制度の推進を図ります。

#### ③ 高齢者虐待防止の充実

高齢者虐待防止に対する啓発活動を推進するとともに、民生・児童委員、地域包括支援センター等の地域との連携強化により、虐待の予防、早期発見及び早期対応に努めます。

#### ④ 高齢者の消費者被害・特殊詐欺被害防止体制の充実 [参考]

高齢者を狙った訪問販売等の悪質商法や「振り込め詐欺」、「還付金詐欺」等のいわゆる特殊詐欺による被害を防止するため、消費者活動センター、地域包括支援センター、三鷹警察署等の関係機関との連携強化を図るとともに、被害防止のための啓発に努めます。

## 6 介護保険制度の円滑な運営

介護保険事業の適正な運営、サービス基盤の整備・充実、介護保険サービスの質の向上等、介護保険制度の円滑な運営に努めます。また、必要な介護サービスが提供できるように負担と給付のバランスを考えながら、介護保険財政の健全性を確保し、安定的な財政運営に努めるとともに、引き続き、介護給付費等の適正化に努めます。

### （1）介護保険事業の円滑な運営

#### ① 介護保険事業の円滑な運営

介護保険制度の周知に努め、相談体制の充実等を推進することにより、介護サービスを必要としている人に必要なサービスが行き届くよう、介護保険事業の円滑な運営を図ります。

#### ② 介護・福祉ニーズの適切な把握

新たな福祉サービスの充実や、必要な介護・福祉サービスの提供及び支援を行うため、引き続き高齢者の実態調査を実施し、的確なニーズの把握に努めます。

#### ③ 給付適正化の推進

介護が必要な人を適正に認定し、適切なケアマネジメントにより必要とするサービスを見極め、事業者が適正にサービスを提供することを促すため、介護給付適正化の取り組みを進めます。

#### ④ 要介護認定の公平性の確保

要介護（要支援）の認定調査・介護認定審査が、法令に基づく基準に従い適正に実施されるように、介護認定審査会委員や認定調査員に対する研修等を実施します。

#### ⑤ 適正な保険料の設定

低所得者に配慮した保険料段階制度を継続する一方で、介護給付費準備基金の活用等により、介護保険料の上昇を抑制しつつ、適正な介護保険料を設定します。

### （2）介護保険サービスの充実

#### ① 《主要事業》在宅医療・介護連携の推進

在宅医療と介護を一体的に提供するために、三鷹市在宅医療・介護連携推進協議会を中心に医療・福祉・介護等の関係機関の連携を推進し、地域全体で高齢者を支えていく体制の構築を目指します。

#### ② 認知症施策の推進

認知症高齢者が今後さらに増えることが想定される中、高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくために、認知症に対する正しい知識や理解の普及啓発に努め、見守りネットワークの充実を図ります。さらに、認知症高齢者等の早期診断と早期対応に向けた体制の充実を図ります。

#### ③ 介護予防・生活支援サービスの整備

高齢者のニーズと実態に合わせて、必要なサービスへのつなぎ等を行う生活支援コーディネーター<sup>（注1）</sup>の活動の充実を図るとともに、介護予防・生活支援サービスの整備を推進します。



（注1）生活支援コーディネーター：高齢者の生活支援等サービスの体制整備を目的として、地域においてコーディネート機能（主に地域資源の開発やネットワークの構築）を果たす人のことです。

#### ④ 地域包括支援センターの機能の充実

在宅医療と介護の連携や認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備等のため、地域包括支援センター機能の充実を図ります。また、医療、介護等の多職種や地域住民との協働により、地域の課題抽出におけるニーズの把握と三鷹市の政策形成をつなぐ要となる地域包括ケア会議について、充実を図ります。

#### ⑤ 高齢者の住まいの安定的な確保

高齢者が住み慣れた地域で、安全に安心して暮らすことができるよう、それぞれのニーズに合った住まいを確保できる環境の整備を進めます。

### （3）介護保険サービス基盤の充実

#### ① 在宅サービス基盤の充実

高齢者等が、住み慣れた地域で安心して生活ができるように、地域密着型サービスの充実を図るとともに、新たな在宅サービスの導入に向けた検討を行います。

#### ② 施設サービス基盤の充実

在宅での生活が難しくなった高齢者に対し、特別養護老人ホームの開設支援を行う等、施設サービス基盤の整備・充実に努めます。

#### ③ 共生型サービス整備の検討

地域共生社会の実現に向けた取り組みとして、高齢者と障がい者（児）が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、共生型サービスを検討します。

### （4）介護保険サービスの質の確保

#### ① 第三者評価事業の推進と支援

（「第1 地域福祉計画（地域福祉の推進）4－（3）－①」参照）

#### ② 社会福祉法人に対する指導監査の充実

（「第1 地域福祉計画（地域福祉の推進）4－（3）－②」参照）

#### ③ 事業者情報の提供・公開の促進

介護サービス事業者やサービスの空き情報等に関する最新情報をホームページに掲載する等、介護サービス事業者に関する情報提供を行います。

#### ④ 介護保険事業者連絡協議会の支援・連携

三鷹市介護保険事業者連絡協議会の活動を支援し、介護保険事業の円滑な運営を図るため、研修の実施、情報提供等の充実を図ります。また、災害等の緊急時における要介護者等を支援するために、三鷹市介護保険事業者連絡協議会との連携強化に努めます。

### ⑤ 介護人財確保等の支援

福祉・介護ニーズに的確に対応し、質の高い介護サービスを安定して提供するため、介護職員永年勤続表彰事業や介護職員等家賃補助事業など、介護人財の確保に向けた支援の充実を図るとともに、介護サービス事業者と連携を図りながら介護人財確保等の状況を把握し、より一層の効果的な支援策について検討します。また、市内の教育機関等と連携し、福祉への関心を深め、将来への人財確保につなげます。

### ⑥ 介護職の研修拠点等の整備

旧どんぐり山施設を活用して、介護職・リハビリ職の研修拠点の整備や在宅医療介護のモデル施設の整備等に取り組みます。

## （5）介護保険制度の改善

### ① 介護保険制度の改善要請

介護保険制度について、法的に改善すべき点等について、国・東京都に要請します。

## 7 推進体制の整備

今後、高齢者の更なる増加が見込まれる中で、医療や地域の関係団体・機関による各種ネットワークを強化するとともに、地域住民による共助や地域の関係団体等による活動と合わせ、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者等要援護者への見守り等の効果的な支援が可能となる重層的なネットワークの構築を図ります。関係機関との連携強化に努めながら、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らすことができる環境整備に取り組みます。

## （1）関係機関等との連携

### ① 保健・医療・福祉の連携

（「第1 地域福祉計画（地域福祉の推進）5－（1）－①」参照）

### ② 関係団体等との連携による施策の充実

（「第1 地域福祉計画（地域福祉の推進）5－（2）－①」参照）

警察署・消防署・郵便局・見守りネットワークの協力団体などと連携し、高齢者を犯罪や災害から守り、安全で安心した生活を継続できるように支援します。